

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、特定非営利活動法人自立生活支援センター富山 富山生きる場センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和7年10月3日

富山市長 藤 井 裕 久

1 随意契約の内容

(1) 件名

令和7年度富山市模範更生障害者表彰に係る賞状の印刷業務

(2) 提供を受ける役務の内容

令和7年度富山市模範更生障害者表彰に係る賞状の印刷

(3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和7年11月1日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する施設等であって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年10月10日

(2) 提出先

福祉保健部障害福祉課